

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年10月1日から41年1月1日までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月25日から41年1月1日まで
② 昭和41年4月1日から42年12月1日まで
③ 昭和43年4月23日から44年3月8日まで
④ 昭和44年8月1日から46年7月29日まで
⑤ 昭和46年10月1日から47年3月1日まで
⑥ 昭和48年2月1日から49年2月1日まで

私は、申立期間①に勤務していたA社では月額10万円の給与を、申立期間②に勤務していたB社では月額13万円の給与を、申立期間③に勤務していたC社では月額20万円の給与を、申立期間④に勤務していたD社では月額15万円の給与を、申立期間⑤に勤務していたE社では月額15万円の給与を、申立期間⑥に勤務していたF社では月額20万円の給与をそれぞれ受け取っていた。

しかし、社会保険庁（当時）に記録されている私の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額よりも低い金額となっているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和40年10月1日から41年1月1日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、40

年 10 月の定時決定の対象となる被保険者であり、かつ、同年 12 月 28 日時点において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる 12 人（申立人を含む。）のうち、9 人については、標準報酬月額が同年 12 月 28 日付けでいずれもその時点で記録されていた額よりも高い額に遡及訂正されており、3 人（申立人を含む。）については、遡及訂正されていないことが確認できるものの、申立人を除く 2 人のうちの 1 人については、同年 12 月の随時改定により標準報酬月額が改定されていることから、同年 12 月 28 日時点において、遡及訂正の対象者では無かった可能性がうかがえる上、もう 1 人（明治 28 年生まれ）については、標準報酬月額が、申立期間①当時の A 社の被保険者の中で最も低い額であり、申立期間①当時のその者の年齢を踏まえると、その者は、申立人と同じ職種では無かった可能性がうかがえ、これらの 2 人は、申立人とは事情が異なっているものと考えられることから、申立人の標準報酬月額が、ほかの 9 人と同様に同年 12 月 28 日付けでその時点で記録されていた額よりも高い額に遡及訂正されていないのは不自然である。

また、i) 訂正処理された 9 人のうち、事情を聴取できた 2 人のうちの 1 人は、「数か月分の保険料がまとめて控除された覚えは無い。」としている上、A 社に係る被保険者名簿から、昭和 41 年 9 月 28 日付けで被保険者資格取得日及び標準報酬月額が、被保険者資格取得時にさかのぼって訂正されていることが確認できる 3 人のうち、事情を聴取できた 2 人のうちの 1 人（被保険者資格取得日が昭和 40 年 12 月 1 日から同年 9 月 1 日に、標準報酬月額が 2 万円から 2 万 4,000 円に訂正されている者）は、「私は申立人と同じ職種であった。当時、同僚と給料の話をしたことがあり、私の給与額は 3 万円程度だったと思うが、手取り額の 1 割から 2 割程度の保険料が控除されていて、控除額が高いことに驚いた覚えがある。保険料は入社当初から控除されており、さかのぼって多額の社会保険料が控除された覚えは無い。」としており、もう 1 人（被保険者資格取得日が昭和 40 年 12 月 1 日から同年 8 月 1 日に、標準報酬月額が 2 万 8,000 円から 4 万 5,000 円に訂正されている者）も、保険料は入社当初から控除されており、さかのぼって控除された覚えは無い旨を述べていることから、A 社の事業主は、申立期間①当時、当初、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額ではなく、遡及訂正された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していた可能性がうかがえ、当該 9 人に係る保険料についても、40 年 10 月の時点から、遡及訂正された標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたものとするのが自然であること、ii) 訂正処理された 9 人のうち、事情を聴取できた 2 人のうちの別の 1 人は、「当時、私は、申立人と同じ職種で、7 万円ぐらいの給与を受け取っていた。」としているところ、その者の同年 10 月の標準報酬月額が 6 万円（当時の厚生年金保険に

係る標準報酬月額の上限度)に訂正されている上、申立期間①当時、A社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者は、「申立人を覚えている。当時、私は、責任者であり、申立人と同じ職種であった者の給与額について裁量権を持っていたが、申立人には、ほかの者たちと比べて最も高い給与を支給していた。私が8万円ぐらいの給与をもらっていたので、申立人は、月額6、7万円ぐらいの給与であったと思う。」としていることを踏まえると、申立人についても、同年10月の定時決定の時点で支給されていた給与額に基づく標準報酬月額は、同年12月28日付けで訂正処理された9人と同様にA社に係る被保険者名簿に記載されている同年10月の標準報酬月額よりも高い額であったものと推認され、当該期間において、その高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる

また、申立期間①のうち、昭和40年10月から同年12月までの標準報酬月額については、訂正処理された同僚等のA社における社会保険事務所の記録から、6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び役員は所在不明又は病気のために事情を聴取することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和40年3月25日から同年10月1日までの期間については、申立人は、「私は、技術職として勤務し、基本給は3万円ぐらいで、残業代等を合わせると10万円ぐらいの給与をもらっていた。」と主張しており、申立人を覚えている同僚は、「申立人は、技術職であった。技術職の給与は、6万円から7万円ぐらいであったと思う。」としているところ、当時の標準報酬月額は、同年3月及び同年4月は3万6,000円、同年5月から同年9月までの期間は6万円が上限額とされており、仮に申立人の主張する報酬月額が支給されていた場合、当該期間に係る申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は上限額であった可能性を否定できないものの、前述の同僚も申立人の給与から控除された厚生年金保険料額までは承知していない上、その同僚の当該期間に係る標準報酬月額は

申立人と同じ額であるほか、当時の事業主及び役員は所在不明又は病気のために事情を聴取することができず、その当時の上限額であった標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「私は、月額 13 万円の給与を受け取っていた。」と主張しているところ、B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、昭和 41 年 10 月から 42 年 9 月までの標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の上限額である 6 万円とされていることが確認できる上、同年 10 月の標準報酬月額が定時決定により 2 万 8,000 円とされていることについて、申立人は、「昭和 41 年 7 月ごろから 1 年ぐらい入院しており、そのときの給与は少なかった。」としている。

また、申立期間②のうち、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、仮に申立人の主張する報酬月額が支給されていた場合、当該期間に係る申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額はその当時の上限額であった 6 万円の可能性を否定できないものの、申立期間②において、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で申立人を覚えている者に事情を聴取しても、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額までは承知していない上、事情を聴取できた者でその者が覚えている基本給とオンライン記録の標準報酬月額は一致していること、及び申立人が主張する基本給とオンライン記録の標準報酬月額はおおむね一致していることを踏まえると、B社は基本給額を報酬月額として届け出た可能性がうかがえるほか、その当時の上限額であった標準報酬月額に基づく保険料が申立人の給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人は、「私は、月額 20 万円の給与を受け取っていた。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立期間③における申立人に係る標準報酬月額は、当時の上限額である 6 万円とされていることが確認できる。

申立期間④については、申立人は、「私は、月額 15 万円の給与を受け取っていた。」と主張しているところ、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間④のうち、昭和 44 年 8 月から同年 10 月までの標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の上限額である 6 万円とされていることが確認できる。

また、申立期間④のうち、昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 7 月 29 日までの期間については、D社に係る被保険者記録が確認できる者で申立人の給与に関する事情を聴取できた 3 人のうち 2 人は、「当時、申立人の給与明細書を見せてもらったが、15 万円ぐらいの給与であった。」、「申立人

は私の上司であったが、私自身が 15 万円ぐらいの給与を受け取っていたので、申立人がそれよりも低い額であったとは思えない。」としている上、D社に係る被保険者名簿を見ると、随時改定により申立人の標準報酬月額が同年 7 月付けで 9 万 8,000 円（その当時の「健康保険」の標準報酬月額と推認される。なお、それに対応する厚生年金保険の標準報酬月額は 9 万 2,000 円である。）に変更される予定であったことがうかがえることから、少なくとも申立期間④の一部において、申立人がD社から受け取っていた給与額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であった可能性がうかがえるものの、前述の 3 人についても、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額までは承知しておらず、前述の 3 人のうち、15 万円の給与を支給されていたとする者の当該期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額は申立人よりも低い額又は同じ額であるほか、D社の元事業主は、「申立人のことは覚えているが、給与のことは分からない。当時の資料も無く、憶測で証言はできない。」としており、その当時の上限額（10 万円）であった標準報酬月額に基づく保険料が申立人の給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤については、申立人は、「私は、月額 15 万円の給与を受け取っていた。」と主張しているところ、E社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた二人は、いずれも、「当時、申立人の給与明細書を見せてもらったが、15 万円ぐらいの給与であった。」としており、申立人がE社から受け取っていた給与は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であった可能性を否定できないものの、これら二人も、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額までは承知していない上、これら二人のうちの一人は、「私自身、14、15 万円の給与をもらっていた。」としているが、その者のオンライン記録上の標準報酬月額は申立人の標準報酬月額よりも低い額となっているほか、その当時の上限額（昭和 46 年 10 月は 10 万円、同年 11 月から 47 年 2 月までの期間は 13 万 4,000 円）であった標準報酬月額に基づく保険料が申立人の給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥については、申立人は、「私は、月額 20 万円の給与を受け取っていた。」と主張しているところ、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間⑥のうち、昭和 48 年 2 月から同年 10 月までの標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の上限額である 13 万 4,000 円とされていることが確認できる。

また、申立期間⑥のうち、昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 2 月 1 日までの期間については、F社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者は、「申立人は、責任者であり、20 万円ぐらいの給与はもらっていたと思う。」としており、申立人がF社から受け取っていた給与は、

オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であった可能性を否定できないものの、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該期間中の48年11月に施行された厚生年金保険の等級改正に基づく標準報酬月額の改定処理は、申立人を含め、すべて適切に行われていることが確認できる上、前述の事情を聴取することができた者も、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額までは承知しておらず、ほかに事情を聴取できた者は、「私は、申立人と同じ職種であったが、私自身の給与は手取りで14万円ぐらいであった。」としているところ、その者のオンライン記録上の標準報酬月額は、その者が主張する手取り額よりも低い額であるほか、その当時の上限額（20万円）であった標準報酬月額に基づく保険料が申立人の給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①のうち、昭和40年3月から同年9月までの期間及び②から⑥までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金付加保険料並びに同年 4 月から平成 7 年 3 月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から平成 7 年 3 月まで

申立期間①については、私は、大学卒業後、A市役所（現在は、B市役所）に勤務し、母親や母親の友人に国民年金と付加年金の加入を勧めていた。昭和 57 年 3 月に退職し、C市役所の年金窓口で国民年金と付加年金の加入手続をし、その後は、C市役所から送られてきた納付書で保険料を納付していたが、私の年金加入記録によると、同年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、定額保険料は納付済となっているが、付加保険料は納付済となっていない。

申立期間②については、昭和 61 年 4 月からの国民年金第 3 号被保険者であった期間もC市役所から引き続き納付書が送られてきていたので、定額保険料と付加保険料を納付していた。その後、D町に転居してからも、D町役場から納付書が送られてきたので、欠かさず納付していたはずである。

申立期間①を付加保険料納付済期間と認めてほしい。また、申立期間②については、重複して納めた国民年金定額保険料と付加保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C市の国民年金被保険者カードによると、申立人は、昭和 57 年 4 月 30 日に任意加入していることが確認できるものの、付加年金制度に加入した形跡は無い上、申立人の昭和 57 年度から 59 年度までの第一期分に係る国民年金保険料の領収証書に記載されている金額は、

それぞれの年度の一期分の国民年金の定額保険料額と一致していることから、申立期間①は、定額保険料のみを納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、申立人が所持している年金手帳によると、「国民年金の記録（１）」の「被保険者となった日」の欄には昭和 61 年 4 月 1 日、「被保険者の種別」欄には国民年金第 3 号被保険者であることを表す「3 G」が記載されている上、申立人の夫が加入している共済組合の「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第 3 号被保険者該当）届書」においても、資格取得年月日は「昭和 61 年 4 月 1 日」と印字されており、当該日付けは、C 市の国民年金被保険者カードの記録及びオンライン記録とも一致しており、手続は適正になされているものと考えられ、C 市及び D 町から国民年金第 3 号被保険者である申立人に対し国民年金保険料納付書が郵送されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料並びに申立期間②の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から8年5月までの期間及び11年4月から12年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月から8年5月まで
② 平成11年4月から12年10月まで

申立期間①については、私は、60歳になった平成7年*月にA市役所で国民年金の任意加入の手続きを行い、同年11月分から長男の分と一緒に社会保険事務所（当時）の窓口で国民年金保険料を納付していた。

また、申立期間②については、社会保険庁（当時）の記録上、私は、平成11年4月に任意加入被保険者資格を喪失したこととなっているが、私や夫も私の被保険者資格の喪失手続きを行ったことは無く、12年12月に申立期間②の国民年金保険料と長男の分とを合わせた20数万円をまとめて社会保険事務所の窓口で納付したことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料は、遅くともその年の年末にはきちんと納付していたはずであり、申立期間に係る長男の記録は納付済とされているのに、私の記録が未納とされていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人は60歳に到達した以降に任意加入として平成8年6月10日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、制度上、加入手続きを行った時点からさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することができず、申立期間①は国民年金の未加入期間である。

また、申立人は、国民年金に任意加入していたものの、平成11年4月19日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認でき、申立期間②

は国民年金未加入期間である上、12年12月に申立人の長男の国民年金保険料を含む20数万円をまとめて納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の長男については、11年11月から12年10月までの期間の国民年金保険料（合計15万9,600円）を同年12月20日及び同年12月25日に過年度納付及び現年度納付により、申立人については、10年11月から11年3月までの国民年金保険料（合計6万6,500円）を同年12月28日に過年度納付により、合計22万6,100円を納付していることが確認できることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付を申立期間②の国民年金保険料の納付と誤認している可能性が考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月及び同年2月、60年4月から平成元年3月までの期間並びに6年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月及び同年2月
② 昭和60年4月から平成元年3月まで
③ 平成6年4月及び同年5月

申立期間①について、私の夫は既に死亡しており、私も結婚前ではあるが、義母から、夫が自身の国民年金保険料を納付していたはずである旨を聞いている。

申立期間②について、初めの2年間位は義母が、私と夫が平成元年*月に結婚するまでの2年間位は、私が夫からお金を預かり、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、私の分は納付済とされているのに、夫の分は未納となっていることに納得できない。

申立期間③について、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、私の分は納付済とされているのに、夫の分は未納となっていることに納得できない。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立人の国民年金の加入記録は、オンライン記録によると、平成11年1月29日に追加されたものであり、申立期間①、②及び③については、国民年金の加入記録が追加されるまでは未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ

る事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び申立人の妻に聴取しても、申立人の母親及び申立人の妻が記憶している保険料額は、当時の保険料額とは相違しているなど、納付金額及び納付時期等に関する記憶は曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月23日から18年7月23日まで
社会保険事務所(当時)に、A社B支社における厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、同資格取得日は昭和18年7月23日とされていることが分かった。しかし、私が所持している年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が17年7月23日と記載されており、社会保険事務所から年金手帳を受け取る際に、その日付が誤っていないことを確認したはずである。

私が、昭和17年7月に、A社B支社に入社したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年7月から、A社B支社に勤務していたと主張しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同時期に当該事業所に入社したとする同僚3人は、申立人と同じ18年7月23日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人が、申立人よりも先に当該事業所に入社していたとする同僚二人は、それぞれ申立期間中の17年9月及び18年1月に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人が当該事業所に勤務していた期間を特定することができなかった。

また、申立人の申立時期に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社B支社は、「当時の資料が無いので不明である。」としている上、A社の健康保険組合も、「申立人の健康

保険の加入については、保存期限の超過により当時のデータが無いため、確認することができない。」としているほか、申立期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人から提出された年金手帳によると、厚生年金保険の「初めて被保険者となった日」は昭和17年7月23日と記載されているものの、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は、18年7月23日とされており、申立人のA社B支社に係る被保険者資格取得日と一致している上、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の前後の番号に係る払出日を調査しても、同年7月に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月から同年 12 月 10 日まで

私は、昭和 31 年 1 月に A 社に入社した。当初は本社に勤務していたが、その後、A 社 B 営業所へ異動した。社会保険事務所（当時）の記録によれば、A 社 B 営業所に勤務していた期間については、厚生年金保険加入記録が確認できるのに、A 社本社に勤務していた期間については、厚生年金保険加入記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「入社後に、本社近くに新しい 3 階建ての社員寮ができ、第 1 号で入居したことを覚えている。」としているところ、A 社は「社史に昭和 31 年 7 月に従業員宿舎完成の記載がある。」としていることから、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、A 社本社に勤務していたものと推認される。

しかし、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 社は、「申立期間当時の資料は残っておらず、不明である。」と回答している。

また、申立期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人が A 社に勤務していた期間を特定することができない上、これら複数の者のうちの 3 人は、いずれも、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、本人が記憶している入社時期よりも 5 か月から 8 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるほか、うち 2 人は「営業所に配属されたときから厚生年金保険に加入した。」、「入社

後6か月間程度の試用期間があり、厚生年金保険に加入していた者は正社員として登用された者のみと認識していた。」としていることから、A社では、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日はオンライン記録と一致している上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番はなく、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。